

独立行政法人日本スポーツ振興センター令和6年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「J S C」という。）の中期計画に基づく、令和6年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項

J S Cは、国立競技場及び新秩父宮ラグビー場（仮称）について、スポーツ大会に活用されるとともに、スポーツの多様な価値が発信されるよう、民間事業化を進める。

秩父宮ラグビー場や国立代々木競技場等について、これまで蓄積したスポーツ施設の管理運営に関するノウハウを活用するなどして、多様な人がスポーツの価値を享受できるよう、弾力的な施設運営や情報発信等を行う。

(1) 国立競技場及び新秩父宮ラグビー場（仮称）については、民間事業への移行を図る。

① 国立競技場の運営管理に係る民間事業化については、「国立競技場に係る「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」」（令和4年12月28日文科科学省改定）に基づき、引き続き、適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、公募等の手続を進める。また、優先交渉権者を選定後、民間事業者による運営管理が円滑に開始されるように、事業の引継ぎ等を確実に行う。

② 新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業について、特別目的会社が実施する開業準備業務（利用規則の策定業務、広報・情報発信、主催・誘致業務等）に関しモニタリング等を適切に行う。

(2) 大規模スポーツ施設等については、以下の取組を行う。

① 大規模スポーツ施設について、利用者にとって安全で良質な施設条件を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会をはじめ、様々な行事の利用に供するとともに、施設の利用状況等の情報発信を行い、利用率の向上を図る。

② 大規模スポーツ施設等について、施設利用者等に対するアンケート調査等を実施することにより、具体的なニーズを把握し、以後の施設の管理運営に反映させる。

(3) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、以下の取組を行う。

① 新秩父宮ラグビー場（仮称）基本計画を踏まえて、新博物館の開館に向けた展示設計業務を進める。

- ② 博物館資料の移転を見据え、令和2年度に策定した「秩父宮記念スポーツ博物館・図書館資料収集方針」を基に既存資料の適正な保存環境整備に向けた仕分作業を行い、特に散逸・劣化の危険性がある資料についてはデジタル化を推進することにより、収蔵品の散逸・劣化を防ぐ。また、スポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を推進するためのシステム開発に取り組み、システムの本格稼働に向けた検証を行う。
 - ③ 「秩父宮記念ギャラリー」等において常設展示及び企画展示を計画的に行い、将来の新博物館での展示方法や運営に関するノウハウの蓄積を図る。また、他館への貸出しを通じて、所蔵資料の積極的活用を努める。
- (4) 国立登山研修所については、登山関係機関等と協力・連携し、安全な登山に関する普及・啓発に向けて以下の取組を行う。
- ① 令和5年度に設置した調査研究作業部会において、安全登山に資する情報について収集・分析等を行い、得られた成果を安全な登山の普及に活用する。
 - ② 登山関係機関と連携し、高等学校登山指導者用テキスト、登山指導者用テキスト等を活用した研修やオンラインとオンサイトを組み合わせた研修を開催するなど研修方法を工夫することで、指導者養成に向けた研修の充実を図る。
 - ③ 一般登山者に向けて安全な登山の実施方法、山岳遭難事故防止のための基礎知識や技術等の普及・啓発に向けて、登山用具販売店等と協力し、SNSや動画等を活用した情報発信を行う。

2 国際競技力向上のための取組に関する事項

ハイパフォーマンススポーツセンター（以下「HPSC」という。）の機能強化を図るとともに、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）、中央競技団体（以下「NF」という。）、地域のスポーツ医・科学センター、大学等と連携し、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体の強化を前提としながら、スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援及びその基盤となる研究やトレーニング環境を充実させ、国際競技力の向上に寄与する。

- (1) JOC及びJPC等と連携し、各NFが直近及び2大会先のオリンピック・パラリンピック競技大会を目標として実施する育成・強化等の活動が、アスリート育成パスウェイを踏まえ、中長期の視点を持ち推進することができるよう、強化戦略の策定及び改善の支援を行う。

また、強化戦略に係る進捗状況の確認、情報提供及び協働チームによるコンサルテーションを通じた課題解決支援等を行い、NFの強化戦略プランの実効化を支援する。

- (2) 地域におけるアスリートの発掘・育成・強化の取組が切れ目なくNFの選手強化活動とつながる、地域と一体となった競技力向上サイクルの確立を支援するため、以下の取組を行う。

- ① JOC、JPC、公益財団法人日本スポーツ協会及びNF等と連携し、これまでのアスリートの発掘・育成・強化の取組が持続可能なシステムとなり、世界で活躍するアスリートが継続的に輩出されるよう、競技別パスウェイモデルの策定支援及び各競技団体の現状把握や課題解決に資するプログラムの提供を行う。
 - ② 体力測定、栄養や映像・情報技術等のHPSCの知見を基にパッケージ化を更に推進し、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点、地域のスポーツ医・科学センターや大学等の関係機関へ展開するとともに、地域におけるスポーツ医・科学、情報等によるサポートを担う人材（サポート・スペシャリスト）の育成を推進する。これらの取組により、HPSCネットワーク連携機関やサポート・スペシャリストの所在エリア数を増加させ、地域における競技力向上を支える体制の構築を図る。
- (3) HPSCの機能を強化するとともに、スポーツ医・科学、情報等による国際競技力向上のための研究・支援の推進のため以下の取組を行う。
- ① JOC、JPC、NF等と連携して課題やニーズを把握し、スポーツ医・科学、情報に関する研究成果を活用・応用しつつ、パラリンピック競技や女性アスリートの競技特性・課題等に応じたサポート等、スポーツ医・科学、情報の各側面から組織的、総合的、継続的に支援を行う。
また、国際競技大会等でのメダル獲得の可能性が高い競技を対象に、スポーツ医・科学、情報等による専門的かつ高度な支援を重点的に実施する。
 - ② 2026年ミラノ/コルティナダンペッツォ大会、2028年ロサンゼルス大会を見据えて、国内外の研究機関等との連携を強化しながら、倫理的、法的、社会的課題に十分留意しつつ、国際競技力向上に資するハイパフォーマンススポーツ研究（人文・社会科学研究を含む。）を推進する。
また、研究成果に関しては、支援活動の中で、課題の解決、トレーニングの提案及び効果の検証等に生かすとともに、国内外の学術雑誌への投稿や学会・シンポジウム・研修会等での発表を通して、成果の普及を積極的に推進し、社会への展開を図る。
 - ③ 2024年パリ大会に向けて、アスリートが良好なコンディションで競技に臨めるよう、診療機能の更なる強化を図るとともに、トータルコンディショニングサポートプログラムの実施を進める。
また、アスリートの様々な臨床的課題に対し、診断精度の向上や危険因子の同定、予防のための知見確立の取組を行う。
 - ④ 連携協定の活用等を通じて大学及び企業等との連携を強化し、出向、インターンシップ等の受入れによる人事交流やHPSCを研究フィールドとする共同研究等を推進することにより、HPSCの場を活用した実践機会の提供等を行う。
これらの取組等を通じて、スポーツ医・科学、情報等による研究・支援を担う人材育成を実施する。

(4) ハイパフォーマンススポーツ等の情報収集・分析・蓄積・展開の見直しと充実を図り、今後の競技力向上及び地域スポーツ、国内外の社会の発展、国際力の強化に努めるため、以下の取組を行う。

- ① 国際スポーツ情報等に関する国内関係機関との連携体制構築と情報の出口の一元化
- ② ハイパフォーマンススポーツの包括的なベンチマーク
- ③ 相互利益を生み出せる戦略的な国際ネットワークマネジメント
- ④ 国際共同研究や人材育成プログラム等を通じた政策の推進及び発展への寄与と次世代を担う人材の育成

(5) 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による業務実績に関する評価を実施するとともに、評価結果や意見等を事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。

3 スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項

スポーツ振興助成制度は、スポーツの振興を図る上で重要な役割を担っている。

このため、スポーツ振興くじの売上目標を1,100億円とし、スポーツ振興くじ助成のための十分な財源確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。

なお、スポーツ振興投票等業務に係る具体的な取組内容は、「スポーツ振興投票等業務に係る令和6事業年度事業計画」によることとする。

4 スポーツ・インテグリティの確保に関する事項

スポーツ基本計画が目指すクリーンでフェアなスポーツの推進のため、統括団体をはじめとした国内外の関係機関と連携・協働しながら、現況把握等の支援や研修会等を通じた情報提供により、スポーツ・インテグリティに係る状況の変化等を踏まえつつ、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底を支援する。

また、インテリジェンス活動を含むドーピング防止活動を推進することにより、スポーツ・インテグリティの確保に向けた支援を行う。

(1) スポーツ・インテグリティの確保を図るための体制整備に貢献するため、以下の取組を行う。

- ① 国内外のネットワークを活用しつつ、国際会議への参加等によりスポーツ・インテグリティに関する先進事例をはじめとする国際的な動向及び国内の現況を把握する。
- ② スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底を支援するため、オンラインも効果的に活用した研修等の実施により情報を共有する。
- ③ ドーピング防止活動においては、得られた知見等を活用しつつ、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）等関係機関と連携し世界ドーピング防止機構等が主催する国際的な会議に参画する我が国代表機関の活動における支援を行う。

(2) スポーツ団体の適正なガバナンス等の確保に向けた取組を促進するため、以下の取組を行う。

- ① スポーツ団体のニーズを踏まえつつ、少なくとも5つの団体に対して、弁護士や公認会計士等専門家と連携しガバナンス又はコンプライアンスに関する現況を把握するための支援（ガバナンス・コンプライアンス診断）を実施し、その結果をスポーツ団体に共有するとともに、専門家による指摘事項も含めスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起等により理解促進を図る。
 - ② ガバナンス・コンプライアンス診断で用いる評価指標については、これまでの実績や「スポーツ団体ガバナンスコード」に係るスポーツ庁の政策動向を踏まえ、弁護士等の外部の専門家の意見を取り入れて見直しを行う。
 - ③ 外部有識者とのネットワークを強化し、ガバナンス・コンプライアンス診断を通じた現況の評価や分析を行うとともに、スポーツ団体の組織運営の改善促進をより効率的に行うための体制強化を進める。
- (3) スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援するため、以下の取組を行う。
- ① スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うためにJSCが設置しているスポーツガバナンスウェブサイトを着実に運用する。
 - ② スポーツ庁や統括団体をはじめとする関係団体と連携しつつ、登録団体への効果的な情報発信を通じて、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。
- (4) スポーツ団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じて、第三者調査等に関する助言を通じた支援を行うため、弁護士、公認会計士等により構成されるスポーツ団体ガバナンス支援委員会を着実に運用する。
- (5) アスリートからの多様な相談に的確に対応するため、以下の取組を行う。
- ① 弁護士、臨床心理士、元アスリート等から構成されるスポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会（以下「第三者相談・調査委員会」という。）を引き続き設置し、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度を着実に運用する。
 - ② 第三者相談・調査委員会の体制整備のため、引き続き必要に応じて本制度に関わる相談員及び調査員の構成を検討するとともに、これまで対応した事案等から得られた課題や知見等について、本制度の関係者間で共有し、検討するための会議を開催する。
 - ③ 本制度の対象者に対する周知について、認知度アンケート調査を実施し、その結果を踏まえつつ、HPSC等内外のリソースを活用した広報活動を実施する。
- (6) ドーピング防止活動を推進するため、以下の取組を行う。
- ① ドーピング通報窓口を適切かつ着実に運用しつつ、国内外の動向を把握しながらJADAとの定期的な情報共有及び公開情報の収集等と併せたインテリジェンス活動を着実に実施する。

- ② ドーピング通報窓口の認知度・理解度を高水準に維持するため、JADAや統括団体をはじめとする関係団体等との協力・連携の下、HPSC等内外のリソースを活用した広報活動を実施する。
- ③ 2025年に開催される世界陸上競技選手権大会や夏季デフリンピック競技大会等の大規模国際大会に向け、東京大会を通じて得られた知見等を活用した連携活動が円滑に実施されるよう関係機関と検討を行う。

(7) 日本アンチ・ドーピング規律パネルが、世界アンチ・ドーピング規程等に準拠し、独立してアンチ・ドーピング規則違反について公正かつ適切に判断が下せるよう、着実に運用する。

5 学校安全のための災害共済給付の実施に関する事項

災害共済給付事業の実施においては、公正かつ適切な給付を着実に実施するとともに、関係団体との新たな連携・協力関係を構築し、利用者への一層の制度周知等を行うことにより、加入促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。

また、給付実績から得られた事故情報を学校関係者等へ分かりやすく提供するとともに、学校等の現場における事故防止の取組を支援する。

なお、実施に当たっては、関係団体及び外部有識者で構成する「災害共済給付事業運営会議」及び「災害共済給付事業連絡協議会」を開催するなど、学校安全の関係機関等との連携・協力を通じて、意見・要望等を把握することにより、業務を円滑かつ効果的に実施する。

(1) 公正かつ適切な給付事務を着実に実施するため、以下の取組を行う。

- ① 審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るため、給付事例のケーススタディ等の統一的な研修を年4回程度実施するとともに、各事務所に配置した研修推進リーダーを中心に専門知識の定着化を図るなど職場研修を計画的に実施する。
- ② 死亡・障害等の重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査専門委員会に付議するとともに、必要に応じ、学校及び学校等の設置者の協力の下、担当職員による実地調査（デジタル技術を活用した調査を含む。）を行う。
- ③ 災害共済給付の決定に対する学校等の設置者又は保護者等からの不服審査請求に当たっては、外部有識者を含む不服審査会にて審査を行う。

(2) 子ども・子育て支援新制度の開始に伴い災害共済給付制度の加入対象となった教育・保育施設のうち、地方裁量型認定こども園及び特定保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業）に対して、こども家庭庁、自治体及び当該施設の統括団体との連携・協力の下、加入促進の取組（研修会等での制度説明、制度説明チラシの配布等の協力依頼）を行い、同施設の加入率を62%以上とする。

(3) 令和5年度に実施した試行的なアンケートの結果を踏まえ、保護者等への制度理解を促進するとともに、より効果的なアンケートの実施方法を検討する。

(4) 利用者の利便性向上及び事務の迅速化・効率化を図るため、以下の取組を行う。

- ① 学校等の現場の事務負担軽減を図ることで迅速な給付を維持していくため、研修会、ホームページ、情報誌等を活用して請求時の留意点等を利用者へ周知する。この取組により、請求における差戻し件数について、令和3年度における水準（約7万件）を維持する。
- ② わかりやすく操作性の高い画面構成や最新のデジタル技術等の活用により、システム利用者の利便性向上及び事務処理の迅速化・効率化を実現するため、システム要件を取りまとめる。

(5) 学校等における事故防止の取組を支援するため、以下の取組を行う。

- ① 災害共済給付の実施により得られた事故情報を整理・分析した上で「学校等の管理下の災害」等の資料を作成し、配布するとともに、「学校等事故事例検索データベース」の更新を行う。
また、「学校等における事故防止調査研究委員会」において調査・研究課題を選定し、学校等の現場における事故防止対策に有用な調査・研究を推進するとともに、その研究成果を学校等の現場で有効活用できるよう、ホームページや情報誌等を活用して学校関係者等へ提供する。
- ② 教育委員会及び関係機関が開催する教職員等を対象とした研修会等において、事故防止のための情報について周知するとともに、資料の効果的な活用方法を例示する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

業務運営に関しては、理事長のリーダーシップの下、業務成果の最大化を図るため、組織運営について不断の見直しを行う。一般管理費と事業費については、中期目標に定められた削減率の達成に向けて取り組む。

(1) 既存業務の点検・評価を行い、業務の効率化を図るため、以下の取組を行う。

- ① 既存業務の見直しや効率化の観点から、引き続き情報システムに関する情報収集を行うとともに、システム開発の方向性や方針を定めるなど、デジタル化の準備及び実施に向けた取組を行う。
- ② 他法人とコピー用紙の共同調達を実施する。また、その他の間接業務の共同実施については、費用対効果や実現可能性等の検討を行う。

(2) 情報システムに関しては、以下の取組を行う。

- ① PMO体制において、JSCの情報システムの適切な整備及び管理に係る指示、調整並びに支援を行う。

- ② 情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化するため、政府関係機関の研修等に参加し、最新の脅威の把握に努めるとともに、情報セキュリティ監査や最高情報セキュリティアドバイザーによる助言を踏まえ、情報セキュリティ対策推進計画（令和6年度計画）を策定する。また、令和5年度に策定した情報セキュリティ対策推進計画（令和5年度から令和9年度（中長期計画））と合わせて着実に実施する。
- (3) 業務の質の確保に留意しつつ、昨年度の事業の見直し結果等を踏まえ、一般管理費及び事業費について十分に精査した上で予算配賦を行うとともに効率的に執行する。
- (4) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組や「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することとする。調達に当たっては、原則として一般競争入札によることとし、競争性を確保することにより、コストの削減や透明性の確保を図る。
また、契約監視委員会や入札監視委員会による審議及び監事による監査を受け、合理化・適正化の取組状況をホームページにより公表する。
- (5) 地方公共団体との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK）、その他保有するネットワークやSNS等を通じて、各事業の情報及び成果を組織横断的、効果的・効率的に発信する。
- (6) 業務運営に当たっては、省エネルギー対策委員会において、節電対策を検討するなど、環境負荷の軽減に向けて引き続き取り組む。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 予算の適切な管理と効率的な執行等

業務成果の最大化を実現するため、適切な予算配賦を行うとともに、予算を計画的・効率的に執行するために以下の取組を行う。

- (1) 中期目標で示された業務に応じた適切な収益化単位の業務を設定し、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にするとともに、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。また、予算と実績を管理する上で得た情報を基に効果的な予算配賦を行う。
- (2) 運営費交付金を効率的に執行するため、予算管理担当部署において、予算の執行状況の一元的な管理や、予算配分の見直しを年2回程度行う。
また、予算執行計画を定期的に見直すことを通じて、運営費交付金の残高が発生した場合は、その発生原因等を分析し、発生原因に応じて解消を図る。

- (3) 資金の長期借入等を行う場合は、資金管理委員会において、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、適時適切に借入れを行うとともに、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。

2 自己収入の確保

自己収入に関しては、以下の取組を行うことにより多様な財源の確保を図る。

- (1) スポーツ施設の更なる利活用促進に向けた取組を行い、利用率の向上を図るとともに、類似施設や周辺施設の状況等を踏まえ、利用料金を定期的に検証し、適正な利用料金を設定する。
- (2) 競争的研究費等の外部資金、ネーミングライツによる収入等財源の確保に取り組む。
- (3) 他の法人等の事例を参考としながら新たな寄附金の獲得方策を検討し、その結果を踏まえて、取組を実施する。

3. 令和6年度の予算（人件費の見積りを含む。）

- (1) 災害共済給付勘定 別表－1のとおり
- (2) 免責特約勘定 別表－2のとおり
- (3) 特定業務勘定 別表－3のとおり
- (4) 一般勘定 別表－4のとおり

4 令和6年度の収支計画

- (1) 災害共済給付勘定 別表－5のとおり
- (2) 免責特約勘定 別表－6のとおり
- (3) 特定業務勘定 別表－7のとおり
- (4) 一般勘定 別表－8のとおり

5 令和6年度の資金計画

- (1) 災害共済給付勘定 別表－9のとおり
- (2) 免責特約勘定 別表－10のとおり
- (3) 特定業務勘定 別表－11のとおり
- (4) 一般勘定 別表－12のとおり

IV 短期借入金の限度額

業務運営上必要な短期借入金の限度額は、15億円とする。

V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

既に廃止を決定した小平宿舎について、国庫納付に向けた関係機関との調整等を進める。

VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産等を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

VII 剰余金の使途

決算において剰余金が生じたときは、次の事項に充てる。

- (1) スポーツ施設の保守・改修
- (2) スポーツ振興基金助成事業の充実
- (3) 情報システム関連の整備
- (4) 人材育成
- (5) 職場環境の改善
- (6) 広報、成果の普及・啓発
- (7) 主催事業及び調査研究事業の充実

VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1 長期的視野に立った施設整備の実施

令和6年度においては、秩父宮ラグビー場の移転整備のほか、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）に基づく保有施設の老朽化対策等を推進する。

- (1) 新秩父宮ラグビー場（仮称）の整備について、令和6年度における施設整備業務（設計業務等）について適切に業績監視を実施する。

また、神宮外苑地区第一種市街地再開発事業に係る秩父宮ラグビー場の移転整備のために必要な行政手続等について、関係地権者等と連携を図り適切に対応する。

- (2) 保有施設の整備について、別表-13の設計・工事を行う。

- (3) 各施設の令和7年度における実施計画について、具体的な検討を行う。その際、施設の利便性やニーズに関する調査結果を踏まえて、対応可能なものについて整備への反映を検討する。

2 内部統制の強化

理事長のリーダーシップの下、法令等に対するコンプライアンスに特に留意して業務を推進するとともに、内部統制委員会においてJSCの内部統制全体の総括を行い、内部統制アクションプランの策定及び進捗確認を実施するなど、内部統制の強化を図る。

- (1) 令和5年度の内部統制の推進状況を踏まえ、令和6年度の内部統制アクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、内部統制委員会において定期的に進捗状況を確認するなど、内部統制アクションプランに記載した事項を着実に実施する。

- (2) 役職員の内部統制に関する理解と意識の向上を目的として、以下の取組を行う。

- ① 内部統制に関する研修等を通じて、組織全体の内部統制に関する意識の向上を図るとともに、役職員の更なる理解促進を図る。また、職員の意識度・理解度等のモニタリングを目的として、内部統制に関する職員意識の調査等を実施する。

- ② 理事長をはじめとする役員による経営方針説明を実施するとともに、役員と職員との対話の場を設けるなど、法人が達成すべき目標とそのための業務運営方針について職員への浸透を図る。
 - ③ 組織及び業務運営に係る重要な事項に関して、役員会において適切に意思決定を行う。また、役員及び関係部署への適時適切な情報共有を行う。なお、使用した資料を速やかに共有するなど意思決定過程及び業務運営の透明性確保に取り組む。
 - ④ 理事長を委員長とする自己評価委員会を開催し、業務実績に関する主務大臣の評価結果、国の政策・施策の動向等を踏まえた点検・評価や業務実施状況を確認するなど、中期計画及び年度計画の達成状況について自己評価を行う。
- (3) 業務運営に関する内部統制の状況及びその有効性に留意した上で令和6年度の監査計画を作成する。同計画に基づき、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証し、必要に応じて是正又は改善を促すとともに、当該是正改善の措置状況又は改善計画の履行状況について点検を行う。
- (4) 令和4年度に整備した契約手続事前チェック体制において、不適正な契約手続を未然に防止するための取組を行う。

3 人事に関する事項

業務成果の最大化を図るため、専門性のある人材の確保及び育成に努め、人員の適正かつ柔軟な配置を行うとともに、給与水準の適正化に取り組む。

- (1) 人材の確保及び育成に係る方針の更新等に向けて引き続き検討を進め、戦略的かつ計画的な人材の確保・育成を図るとともに、業務の状況を適宜確認し、適切な人員配置を行う。
- (2) 人材の確保及び育成に当たっては、関係機関・団体との人事交流等を通じて、業務に必要な人材を確保する。また、男女共同参画及び障がい者雇用の推進に取り組む。
- (3) 業務の理解、組織を取り巻く情勢等の理解及び職階に応じた知識の習得等の研修を計画的に実施し、職員の専門性等の向上を図る。
- (4) 給与水準については、国家公務員の水準等を十分に考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正な水準を維持するとともにその検証結果や取組状況をホームページに公表する。
- (5) ハラスメント防止に向けた取組を行うとともに、産業医と連携し、職員の健康及び労働衛生を管理することにより、職場環境の維持・向上を図る。

4 中期目標の期間を超える債務負担行為

中期目標期間を超える債務負担については、J S Cの業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

- ・ 特定業務における経費の支払に係る長期借入金の一部
- ・ 国立競技場敷地の一部である東京都有地、新宿区有地及び渋谷区有地を対象とする一般定期借地権設定契約に係る土地賃借料その他当該借地契約に基づく債務

5 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に定める業務の財源に充てる。

【別表－１】

令和６年度 年度計画予算(災害共済給付勘定(災害共済給付事業))

(単位：百万円)

区 分	金 額
[収 入]	
災害共済給付補助金	1,702
共済掛金収入	15,211
免責特約勘定より受入	215
利息収入	19
計	17,146
[支 出]	
給付金	14,110
災害共済給付業務経費	1,772
計	15,881

【注記】

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－２】

令和６年度 年度計画予算(免責特約勘定(災害共済給付事業))

(単位：百万円)

区 分	金 額
[収 入]	
共済掛金収入	255
利息収入	3
計	258
[支 出]	
災害共済給付勘定へ繰入	215
免責特約業務経費	29
計	244

【注記】

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度 年度計画予算(特定業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	新国立 競技場 整備事業	スポーツ 施設運営等 事業	国際競技力 向上事業	合 計
[収 入]				
投票勘定より受入	5,500			5,500
特定業務特別準備金戻入	9,000			9,000
長期借入金等		796	7,424	8,220
うち、長期借入金(勘定間融通分)		796	7,424	8,220
利息収入	19			19
計	14,519	796	7,424	22,739
[支 出]				
業務経費	0	0	0	0
うち、新国立競技場整備事業費	0			0
国立代々木競技場耐震改修等工事費		0		0
ナショナルトレーニングセンター拡充整備用地取得等費			0	0
特定業務特別準備金繰入	5,500			5,500
事業外支出	9,085	797	7,424	17,306
うち、借入金等償還	9,001	697	7,424	17,122
支払利息	84	100	0	184
計	14,585	797	7,424	22,806

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和６年度 年度計画予算(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	スポーツ 施設運営等 事業	国際競技力 向上事業	スポーツ 振興助成 事業	スポーツ・イ ンテグリティの 確保事業	災害共済 給付事業	法人共通	合 計
[収 入]							
運営費交付金	2,787	3,781	10,039	147	978	2,207	19,939
施設整備費補助金	610	1,205					1,815
研究設備整備費補助金		458					458
基金運用収入			79				79
国立競技場等運営収入	1,787	1,428					3,215
国立スポーツ科学センター運営収入		312					312
ナショナルトレーニングセンター運営収入		878					878
国立登山研修所運営収入	2						2
スポーツ及び健康教育普及事業収入	0	20					20
受託事業収入		2,937					2,937
寄附金収入			10			1	11
営業外収入						127	127
利息収入			4			3	7
その他収入					52	6	58
計	5,186	11,020	10,132	147	1,029	2,344	29,858
[支 出]							
業務経費	4,575	6,615	10,082	147	967	95	22,481
うち、人件費(事業系)	475	1,218	105	76	967	95	2,936
国立競技場等運営費	3,847						3,847
国立スポーツ科学センター運営費		1,931					1,931
ナショナルトレーニングセンター運営費		1,919					1,919
国立登山研修所運営費	50						50
スポーツ振興基金事業費			949				949
競技力向上事業費		1,386	8,729				10,114
組織基盤強化支援事業費			300				300
スポーツ活動環境公正化事業費				71			71
スポーツ及び健康教育普及事業費	204	161					365
受託事業費		2,739					2,739
一般管理費	1	2	50	0	63	1,859	1,974
うち、人件費(管理系)						974	974
物件費	1	2	50	0	63	885	1,001
施設整備費	610	1,205					1,815
研究設備整備費		458					458
予備費						390	390
計	5,186	11,020	10,132	147	1,029	2,344	29,858

【注記】

- 1 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
- 2 「施設整備費補助金」のうち、
・前年度よりの繰越額のうち使用見込額(施設整備費補助金及び研究施設整備費補助金) 1,815百万円
- 3 「研究設備整備費補助金」のうち、
・前年度よりの繰越額のうち使用見込額 458百万円

【別表－５】

令和６年度 年度計画収支計画(災害共済給付勘定(災害共済給付事業))

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	15,007
經常費用	15,007
業務経費	15,007
財務費用	0
収益の部	17,146
經常収益	17,146
災害共済給付補助金収益	1,702
共済掛金収入	15,211
免責特約勘定より受入	215
財務収益	19
純利益	2,139
総利益	2,139

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－6】

令和6年度 年度計画収支計画(免責特約勘定(災害共済給付事業))

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	244
経常費用	244
業務経費	244
収益の部	258
経常収益	258
共済掛金収入	255
財務収益	3
純利益	14
総利益	14

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度 年度計画収支計画(特定業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	新国立 競技場 整備事業	スポーツ 施設運営等 事業	国際競技力 向上事業	合 計
費用の部	6,854	102	37	6,993
経常費用	1,354	102	37	1,493
業務経費	1,269	1	37	1,306
財務費用	85	101	0	186
臨時損失	5,500			5,500
収益の部	15,311	1		15,312
経常収益	6,311	1		6,312
投票勘定より受入	5,500			5,500
資産見返運営費交付金戻入	7	1		7
資産見返負担金戻入	786			786
財務収益	19			19
臨時利益	9,000			9,000
純利益	8,458	△ 101	△ 37	8,319
総利益	8,458	△ 101	△ 37	8,319

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度 年度計画収支計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	スポーツ 施設運営等 事業	国際競技力 向上事業	スポーツ 振興助成 事業	スポーツ・イ ンテグリティの 確保事業	災害共済 給付事業	法人共通	合 計
費用の部	4,747	9,947	10,143	154	1,207	2,688	28,886
経常費用	4,747	9,947	10,143	154	1,207	2,688	28,886
業務経費	4,747	7,209	10,143	154	1,205	614	24,071
受託事業費		2,739					2,739
一般管理費						2,072	2,072
財務費用	0	0		0	2	2	3
収益の部	4,747	9,950	10,143	154	1,209	2,741	28,943
経常収益	4,747	9,950	10,143	154	1,209	2,741	28,943
運営費交付金収益	2,787	3,781	10,039	147	978	2,207	19,939
国立競技場等運営収入	1,787	1,428					3,215
国立スポーツ科学センター運営収入		312					312
ナショナルトレーニングセンター運営収入		878					878
国立登山研修所運営収入	2						2
スポーツ及び健康教育普及事業収入	0	20					20
利息及び配当金収入			79				79
受託事業収入		2,937					2,937
寄附金収益			10			1	11
賞与引当金見返に係る収益	41	98	11	7	76	93	326
退職給付引当金見返に係る収益						173	173
資産見返運営費交付金戻入	114	388		1	10	130	643
資産見返研究設備整備費補助金戻入		102					102
資産見返寄附金戻入	17	5				0	22
財務収益			4			3	7
雑益					145	133	278
純利益	0	2	0	0	2	53	57
前中期目標期間繰越積立金取崩額		4				5	9
総利益	0	6	0	0	2	57	65

【注記】

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－9】

令和6年度 年度計画資金計画(災害共済給付勘定(災害共済給付事業))

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	106,431
業務活動による支出	14,908
投資活動による支出	90,271
財務活動による支出	2
次年度への繰越金	1,250
資金収入	106,431
業務活動による収入	17,146
共済掛金収入	15,211
免責特約勘定より受入による収入	215
補助金等収入	1,702
利息及び配当金の受取額	19
投資活動による収入	87,600
定期預金の払戻しによる収入	87,600
前年度よりの繰越金	1,685

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－１０】

令和６年度 年度計画資金計画(免責特約勘定(災害共済給付事業))

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	8,881
業務活動による支出	244
投資活動による支出	8,260
次年度への繰越金	376
資金収入	8,881
業務活動による収入	258
共済掛金収入	255
利息及び配当金の受取額	3
投資活動による収入	8,260
定期預金の払戻しによる収入	8,260
前年度よりの繰越金	363

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和６年度 年度計画資金計画(特定業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	新国立 競技場 整備事業	スポーツ 施設運営等 事業	国際競技力 向上事業	合 計
資金支出	27,487	1,706	14,848	44,041
業務活動による支出	96	99	0	195
投資活動による支出	18,391	9		18,400
財務活動による支出	9,000	1,492	14,847	25,339
次年度への繰越金		106	0	106
資金収入	27,487	1,706	14,848	44,041
業務活動による収入	11,013			11,013
投票勘定より受入による収入	11,000			11,000
利息及び配当金の受取額	13			13
投資活動による収入	16,450			16,450
定期預金の払戻しによる収入	16,450			16,450
財務活動による収入		1,592	14,848	16,439
短期借入れによる収入		796	7,424	8,220
他勘定短期借入れによる収入		796	7,424	8,219
前年度よりの繰越金	24	115	0	139

〔注記〕

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和６年度 年度計画資金計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	スポーツ 施設運営等 事業	国際競技力 向上事業	スポーツ 振興助成 事業	スポーツ・イ ンテグリティの 確保事業	災害共済 給付事業	法人共通	合 計
資金支出	5,186	11,020	11,519	147	1,029	17,916	46,816
業務活動による支出	4,576	9,352	11,232	147	978	2,291	28,575
投資活動による支出	610	1,664				8,900	11,174
財務活動による支出	1	4		0	52	53	109
次年度への繰越金			287			6,672	6,959
資金収入	5,186	11,020	11,519	147	1,029	17,916	46,816
業務活動による収入	4,576	9,815	11,232	147	1,029	2,344	29,143
運営費交付金収入	2,787	3,781	10,039	147	978	2,207	19,939
受託事業収入		2,937					2,937
補助金等収入		458					458
国立競技場等の運営による収入	1,787	1,428					3,215
国立スポーツ科学センターの運営による収入		312					312
ナショナルトレーニングセンターの運営による収入		878					878
国立登山研修所の運営による収入	2						2
スポーツ及び健康教育普及事業による収入	0	20					20
基金業務における利息及び配当金収入			79				79
基金業務における定期預金の払戻しによる収入			1,100				1,100
寄附金収入			10			1	11
その他の収入					52	133	185
利息及び配当金の受取額			4			3	7
投資活動による収入	610	1,205				8,900	10,715
定期預金の払戻しによる収入						8,500	8,500
有価証券の償還による収入						400	400
施設費による収入	610	1,205					1,815
財務活動による収入			287				287
民間出えん金の受入による収入			287				287
前年度よりの繰越金						6,672	6,672

【注記】

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和６年度施設整備・管理の実施

施設整備の内容	予定額(百万円)	財 源
国立スポーツ科学センター、ナショナルトレーニングセンター及び国立登山研修所等の改修	1,815	施設整備費補助金

〔注記〕

- 1 金額は見込みである。
なお、上記のほか、業務の実施状況、施設・設備の老朽化度合い等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。
- 2 上記金額は、過年度予算の繰越額。